

**東海第二発電所における定期安全レビュー（第3回）の評価結果について**

当社は、この度、東海第二発電所における定期安全レビュー<sup>※</sup>の評価結果をとりまとめましたので、その内容についてお知らせいたします。

今回の定期安全レビューは、平成20年4月25日にお知らせした第2回の評価に次ぐ第3回の評価となり、平成19年4月から平成29年3月までを対象として評価しました。

今回の評価では、保安活動が継続的に改善され、安全性の維持・向上が適切に図られていることを確認しました。

当社といたしましては、本評価結果を踏まえ、これまで実施してきた保安活動を今後とも継続していくことにより、発電所の安全性・信頼性の維持・向上に努めてまいります。

なお、平成30年2月5日にお知らせした燃料有効長頂部位置データに関する保安規定への抵触については、今回の定期安全レビューの評価対象外となりますが、現在、根本的な原因究明を進めております。今後、その結果に基づく是正措置を踏まえ保安活動に反映してまいります。

※：定期安全レビューは、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下「実用炉規則」という。）に基づき、原子炉設置者が原子炉ごとに「原子炉施設における保安活動の実施状況」及び「原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況」を定期的（10年を超えない期間ごと）に評価する活動です。

定期安全レビューの実施は、旧実用炉規則の第77条に規定されておりました。当該条文は、実用炉規則の改正（平成25年12月）に伴い削除されましたが、改正後の附則において、原子炉等規制法第43条の3の29（実用発電用原子炉の安全性の向上のための評価）の初回届出を行うまでは、旧第77条が効力を有することが規定されています。

添付資料 東海第二発電所 定期安全レビュー（第3回）報告書の概要

以 上

## 東海第二発電所 定期安全レビュー（第3回）報告書の概要

### 1. 評価対象期間

平成19年4月から平成29年3月まで

（参考）前回の評価対象期間 平成9年4月から平成19年3月まで

### 2. 評価項目及び評価結果

#### （1）保安活動の実施状況

以下の8項目の保安活動実施状況について調査した結果、原子炉施設の安全性、信頼性を維持、向上させる仕組みが築かれ継続的な改善が図られており、保安活動を行う仕組みが目的に沿って有効であること、また、今後とも保安活動を行う仕組みが有効に機能していく見通しが得られたものと評価しました。

- 1) 品質保証活動
- 2) 運転管理
- 3) 保守管理
- 4) 燃料管理
- 5) 放射線管理及び環境モニタリング
- 6) 放射性廃棄物管理
- 7) 緊急時の措置及び事故・故障等発生時の対応
- 8) 安全文化の醸成活動

#### （2）保安活動への最新の技術的知見の反映状況

今回の評価対象期間に得られた軽水炉の安全性・信頼性に関連する重要な技術的知見を「安全研究成果」、「国内外の原子力発電所の運転経験から得られた教訓」及び「技術開発成果」に分類して調査し、これら最新の技術的知見が設備面や管理面に適切に反映され、安全性・信頼性の向上が図られてきていることを確認しました。

なお、従来の定期安全レビューで実施していた「確率論的安全評価」については、新規制基準への適合性確認審査申請の中で同等な評価を実施していることから、今回は実施しないこととしました。

### 3. 評価過程

東海第二発電所長を統括責任者として、東海第二発電所で評価を実施しました。

平成29年4月から評価に係る作業を開始し、計画段階及び報告段階の実施状況について平成29年度保安検査において国の確認を受けています。

### 4. 東海第二発電所の概要

- ・ 営業運転開始 昭和53年11月28日
- ・ 運転実績（営業運転開始から平成28年度まで）
  - 累積発電時間 約20.9万時間
  - 発電電力量 約2,270億kWh